

3 大規模災害等発生時の児童生徒引渡し実施について

1 保護者引渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・大雨等）が発生し、松阪周辺地域に大きな被害が出た場合
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出た場合
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で児童生徒に危害が及ぶ恐れがある場合
- 弾道ミサイルが発射され、近隣地域に着弾した場合
- その他、校長が必要とした場合

2 引渡し場所（原則下記の通り）

- (1) 小学部（各教室）
中学部（各教室）
高等部生活自立1年（3F エコリサイクル室）
生活自立2年（3F 被服室）
生活自立3年（3F 調理室）
社会自立1・2・3年（2F トコトコ）とする。
- (2) スクールバス乗車時は、スクールバスとする。
- (3) 災害の状況に応じて変更の場合がある。（駐車場など）

3 引渡し方法

- (1) 保護者は、各学部の引渡し場所に行く。
- (2) 教職員は、引渡し登録者が持参した「引渡し者登録カード」を確認し、児童生徒を引き渡す。

4 「引渡し者登録カード」について

- (1) 保護者は、引取りに来る人（引渡し登録者）を決め、「引渡し者登録用紙」に記入・提出する。
 - ①引渡し登録者は、できるだけたくさんの登録者を記入する。
 - ②保護者以外の引取り登録者は、児童生徒が確認できる人を記入する。
- (2) 保護者が、学校へ登録用紙の提出後、学校は、「引渡し者登録カード」を登録者の人数分を配布する。
- (3) 保護者は、「引渡し者登録カード」を配布された後、保護者から引渡し登録者に渡す。
- (4) 保護者は、「引渡し者登録カード」（小学部オレンジ色、中学部水色、高等部緑色）を財布等に常に入れて携帯する。